様式第35号その１（第5条・第6条関係）

(表)

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | | | |
|  | 景観形成チェックシート(市街地・田園集落)　1／2 | | | |  |
| 対象事項 | | 景観形成基準 | チェック欄 |
| 建築物 | 配置 | ◆富士山や周辺の山々の眺望を阻害しないよう、建築物はできるだけ目立たないよう配置に留意する。 |  |
| ◆敷地の許す範囲内で、道路・隣地境界線からできるだけ後退し、道路に面した敷地の境界部の緑化を図り、緑豊かな「道通り」景観の形成に努める。 |  |
| ◆周辺の街並みとの連続性や調和に配慮した配置とする。 |  |
| ◆既存の地形や敷地の樹木等の保全・活用に努め、敷地内の緑化に配慮し、調和のとれた豊かな街並みの景観の形成に努める。 |  |
| ◆敷地の角地は、シンボルツリーの設置やオープンスペースの確保など、ゆとりのある「まちかど」景観の形成に努めること。 |  |
| 規模 | ◆周辺の緑や背景となる山並みへの眺望に配慮した規模、デザインに努める。 |  |
| ◆高さは極力抑え、富士山や山々の眺望、周辺の自然環境、田園景観との調和に努める。なお、国道139号金鳥居交差点から上宿交差点沿線の道路界から30ｍの範囲及び国道138号上宿交差点から浅間神社東交差点沿線の道路界から50ｍの範囲にあっては、原則13ｍ以下※1とする。また、市道上吉田西裏通り線上宿西交差点から国道137号までの東側沿線の道路界から上記範囲までと市道上吉田東裏通り線及び市道上吉田東裏通り2号線の市道赤坂線交差部から国道138号までの西側沿線の道路界から上記範囲までは、原則18ｍ以下※1とする。 |  |
| ◆周囲の基調となる景観から著しく突出した印象を与えない規模とし、建築物等と敷地のバランスに配慮する。 |  |
| 形態意匠 | ◆周辺の建築物等との連続性に配慮するとともに、自然と調和した形態及び意匠となるよう工夫する。 |  |
| ◆景観形成重点地区及びその候補地は、周辺の歴史的景観等に配慮し、これらと調和するような形態意匠、色彩及び材料を工夫する。 |  |
| ◆屋根の形状は、周囲の景観との連続性に配慮し、可能な限り勾配屋根とするよう努める。 |  |
| ◆外壁又は屋上に設ける設備等は、露出しないようにし、できるだけ突出感や雑然とした感じを与えない意匠とする。 |  |
| ◆屋外階段、ベランダなどは、建物本体と調和するよう配慮する。 |  |
| 色彩等 | ◆建築物の基調色※2並びに建築物の屋根に使用する色彩は景観計画別表の通りとする。ただし、木材、レンガ、土壁、漆喰、ガラスなど表面に着色を施していない素材色は、この限りでない。 |  |
| ◆使用する色数は出来るだけ少なくなるよう努める。 |  |
| 材料 | ◆外観及び外溝には、自然景観や周辺景観と違和感のあるような材料を出来るだけ避け、地域特有の材料や天然の材料を出来る限り用いるものとする。 |  |
| ◆鏡面等の反射光の強い素材は極力用いないよう努める。 |  |
| 屋外照明 | ◆商業看板等の照明、ネオンサインなどは、過度な光量、けばけばしい色合いとならないよう配慮する。 |  |
| ◆照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に配慮し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に拡散しないよう配慮する。 |  |
| 緑化 | ◆敷地内は極力緑化に努めるとともに、道路に面する部分（前庭）には特に配慮する。 |  |
| ◆既存の樹木は、可能な限り保存若しくは移植し、修景に活かす。 |  |
| ◆使用する樹種は、周辺の樹林や緑地等、又は道路等の公共空間と調和した地域の風土にあったものとするように努める。 |  |
| その他 | ◆神社、寺院、遺跡等の文化財、地域のシンボル等の景観資源に近接する場合は、これらに違和感を与えることのないように位置、形態、意匠、色彩及び材料について配慮する。 |  |
|  | ◆駐車場、駐輪場、ゴミ置場、自動販売機、その他設置物等を配置する場合は、規模、デザインを周囲の景観と調和させるよう配慮すること。 |  |  |
| 各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を，届出行為に項目が該当しない場合は「－」をチェック欄に記入してください。  ※1　高さの算定は、建築基準法の例による。  ※2　基調色とは、外壁の面積のうち最も大きな面積の色彩をいう。 | | | | | |

(裏)

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | | | |
|  | 景観形成チェックシート(市街地・田園集落)　2／2 | | | |  |
| 対象事項 | | 景観形成基準 | チェック欄 |
| 工作物 | 垣、柵、塀の類 | ◆できるだけ低くし、形状、意匠、色彩は、周辺の緑や背景となる山並みへの眺望に配慮した配置や規模、デザインに努めること。 |  |
| ◆擁壁類は、圧迫感を軽減させるデザインと自然素材の使用などで仕上げを行うとともに、緑化等で修景を行うよう努めること。 |  |
| ◆露出する場合は、周囲を遮へい効果のある植栽などで囲むなど周囲の景観と調和させるよう配慮すること。 |  |
| 電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類 | ◆位置は、山並み景観に配慮し、高さは周囲の樹林を超えないようにするなど、規模を出来るだけ小さくする。なお、設置場所が建築物の規模の項に記載する場所に該当する場合にあっては、原則18ｍ以下※1とする。 |  |
| ◆電線・アンテナの類は、出来る限り共架に務め、電柱・鉄塔類の数を出来るだけ少なくする。 |  |
| ◆形状及び意匠は、出来るだけシンプルなものとする。 |  |
| ◆色彩については、富士山の眺望や背景となる山並み景観等の周辺の景観に配慮した色調を用いる。 |  |
| ◆鉄塔、アンテナの類は、道路等その他公共の場から見えにくいよう植栽などにより遮へいし、目立たないようにする。 |  |
| 煙突、記念塔等の類 | ◆山や高原、樹林、農地、集落や家並みなど周辺や背景となる景観を損なわないことを基本とする。 |  |
| ◆位置は、道路及び隣地から出来るだけ後退させる。 |  |
| ◆高さは、周囲の景観を損なわないように、規模を出来るだけ小さくする。なお、設置場所が建築物の規模の項に記載する場所に該当する場合にはあっては、当該規模の項に定める基準以下とする。 |  |
| 遊戯施設、処理施設等の類 |
| ◆形状、意匠は、建築物に準じて周囲の景観と調和したものとなるよう工夫する。 |  |
| ◆色彩、材料、敷地内の緑化等は、建築物に準じるものとする。 |  |
| 太陽光発電設備 | ◆尾根線上、丘陵地、高台での設置は避ける。 |  |
| ◆太陽光発電設備の最上部は、出来るだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにする。 |  |
| ◆上記のものの他、富士吉田市太陽光発電設備等の設置に係る景観形成基準による。 |  |
| 土地の形質の変更 | | ◆土地の形質の変更は必要最小限に抑えるものとする。 |  |
| ◆周辺の地形との調和に配慮し、大きな法面などが生じないよう努める。 |  |
| ◆法面を必要とする場合は、出来るだけ緩やかな勾配（1：1.8程度）とし、併せて地域にふさわしい樹木や草花により緑化する。 |  |
| ◆擁壁等の工作物を設置する際には、擁壁前面への植栽や緑化法面との組み合せ等、無機質な表情を和らげる工夫する。 |  |
| ◆残地に現存する樹林、樹木、水辺等は極力保全し活用するよう努める。 |  |
| ◆形質の変更終了後は、速やかに敷地の緑化に努める。 |  |
| 鉱物の掘採又は土石の類の採取 | | ◆掘採等は必要最小限に抑えるものとする。 |  |
| ◆掘採取等にあたっては、周辺から出来るだけ見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 |  |
| ◆掘採等終了後は、自然植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化に努める。 |  |
| 屋外の堆積 | | ◆位置は、道路等その他公共の場から出来るだけ離すとともに、規模を最小限に抑えるものとする。 |  |
| ◆積み上げにあたっては、出来るだけ低くし、周辺の景観を損なわないよう、整然とする。 |  |
| ◆敷地の周辺は、植栽などの自然と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。 |  |
| 木竹の伐採 | | ◆樹林の保全・育成を基本として、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。 |  |
| ◆道路に面する部分の伐採は避け、やむを得ず伐採した場合は代替植栽に努める。 |  |
| 注　各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を，届出行為に項目が該当しない場合は「－」をチェック欄に記入してください。 | | | | | |